前項の規定の適用	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用		
未処理欠損金額（当該	未処理欠損金額等（当該		
当該未処理欠損金額	当該未処理欠損金額等		
金額）	金額。以下この項において同じ。）（被合併法人等欠損金額に限る。）		
未処理欠損金額については	未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては		
生じた欠損金額とみなす	生じた欠損金額とみなし、当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該内国法人の各事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす	法人税法第五十七条第三項	前項に
	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項に		
未処理欠損金額	未処理欠損金額等		
掲げる欠損金額	掲げる欠損金額等		
欠損金額	欠損金額等	法人税法第五十七条第三項第一号	
	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項		
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額		
欠損金額	欠損金額等	法人税法第五十七条第三項第二号	
	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項		
第一項の規定の適用	第一項の規定の適用	法人税法第五十七条第四項	
欠損金額（第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項、次項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）	欠損金額等		
掲げる欠損金額	掲げる欠損金額等		

欠損金額（第一項	欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項	法人税法第五十七条第四項第一号	
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額		
欠損金額	欠損金額等	法人税法第五十七条第四項第二号	
	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九条第一項		
第五十九条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定	法人税法第五十七条第五項	
場合又は	場合若しくは		
という。）	という。）又は第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは同項の内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で同項の内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合		
各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各連結事業年度における第一項	各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内国法人の個別欠損金額（この項の規定により読み替えられた第二十条の三第一項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の翌日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）における同条第一項の規定により読み替えられた第一項	法人税法第五十七条第六項	
当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の	当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなされるものとみなされる		
各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を同項に規定する連結事業年度に係る連結確定申告書と、当該連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併	各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）に係る連結確定申告書を青色申告書である確定申告書	法人税法第五十七条第七項	